

社会保障の充実・安定化について

- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進
に関する法律案の概要 1頁
- 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進
に関する法律案（抄） 2頁

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案

1. 法案の趣旨・背景

- 社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示。
 - ※社会保障制度改革推進法は、施行後1年以内に改革に必要な「法制上の措置」を講ずるよう規定
- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）。
 - この骨子に基づき、「法制上の措置」として、次期国会冒頭に法案を提出することとされている。

2. 法案の概要

- (第1条) : 目的
- (第2条) : 自助・自立のための環境整備等の推進
- (第3条) : 少子化対策
- (第4条) : 医療制度（医療サービスの提供体制、医療保険制度、難病対策等）
- (第5条) : 介護保険制度
- (第6条) : 公的年金制度
- (第7条から第17条まで) : 社会保障制度改革推進本部
- (第18条から第27条まで) : 社会保障制度改革推進会議
- (第28条・第29条) : 雑則

3. 施行期日

公布の日（一部を除く。）

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（平成25年10月15日提出）（抄）

（医療制度）

第四条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第一項に規定する医療保険各法をいう。第七項第二号ニにおいて同じ。）による医療保険制度及び高齢者医療確保法による後期高齢者医療制度（同項において「医療保険制度等」という。）に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持することを旨として、医療制度について、この条に定めるところにより、必要な改革を行うものとする。

（略）

10 政府は、この法律の施行の際現に実施されている難病及び小児慢性特定疾患（児童福祉法第二十一条の五に規定する医療の給付の対象となる疾患をいう。以下この項において同じ。）に係る医療費助成について、難病対策に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度（以下この項において「新制度」という。）を確立するため、新制度の確立に当たって、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 新制度を制度として確立された医療の社会保障給付とすること。

二 新制度の対象となる疾患の拡大

三 新制度の対象となる患者の認定基準の見直し

四 新制度の自己負担の新制度以外の医療費に係る患者の負担の軽減を図る制度との均衡を考慮した見直し

11 政府は、前項の措置を平成二十六年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。